

市文化財

十二所城代茂木家墓地など 5件を新たに指定

市教育委員会は九月三日、十二所城代茂木家墓地や長興寺の釈迦涅槃図など五件を市文化財に指定しました。これで市指定の文化財は十六件となり、国・県指定のものと併せると文化財は合計三十件になります。今回は、新たに指定した五件の文化財をご紹介します。

①十二所城代茂木家墓地

○所在 十二所字台
○所有者 長興寺

茂木氏は清和源氏の血を引く名門。初祖八田知家が下野国茂木荘(栃木県茂木町とその近郷)を与えられたのを機会に、二代知基から姓を茂木に改めました。慶長七年(一六〇二)に十八代治良が佐竹義宣に従い来秋、平鹿・雄勝方面を支配していましたが、天和三年(一六八三)に二十一代知恒が十二所城代として赴任。以来、明治二年(一八六九)三十代知端(十二所城代茂木氏第十代)までの百八十七年間、南北内の治政にあたりました。この墓地には、十二所城代茂木氏第三代(茂木家二十三代)以降の城代と、その一族が埋葬されています。

②釈迦涅槃図

○所在 十二所字十二所町
○所有者 長興寺
享和三年(一八〇三)に十二

所城代茂木氏第七代知敵が、妹の菩提を弔うため、秋田蘭画家の一人、荻津勝孝に依頼して書かせ、長興寺に寄贈したものです。掛け軸の大きさは縦三四〇センチ、横二三八センチ(絵は縦二二五センチ、横二一〇センチ)。中央に描かれている釈迦は金ばく、その他の人物や動物などは岩絵の具等を用いた濃厚周密な大作です。

荻津勝孝の作品としては「荻津勝孝夫妻図」や「秋田風俗絵巻」(いずれも県指定文化財、県立博物館蔵)などがあります。

③扁額『十二天』

○所在 十二所字元館
○所有者 十二所神明社

佐竹藩の江戸家老も務めた十二所城代茂木氏第八代知達が、文政十二年(一八二九)に町民との親ぼくを図るために自ら揮毫、彫刻して十二天神社(現十二所神明社)に奉納したものです。縦一〇三・五センチ、横二〇七センチ。筆勢は雄渾闊達で、いかにも城代の書らしいものがあります。十二所城代ゆかりの品として希有なものです。

④刀 剣 (太刀)

○所在 十二所字田町
○所有者 武田 卓明氏
鎌倉時代の特色がよく表れて

いて、日本美術刀剣保存会の審査では、無銘ながら備前真光の作として特別貴重刀剣に認定されています。刃長八二・二センチ、反り二・六センチ。刀装(鞘や柄、鐔など・出羽秋田住正阿弥伝兵衛作)は県指定文化財になっています。

⑤聖像画 (イコン)

○所在 曲田字曲田
○所有者 北鹿ハリストス 正教会

聖像画は全部で十九点。作者は、日本最初の女流洋画家の一人として名をとどめている山下りん。(一点は確かではない)聖像画は、聖堂が完成した明治二年(一八九二)に架けられています。山下りん三十四、五歳ころの作品と考えられ、彼女の制作意欲が最も盛んで充実していたときのものといえます。

近代日本の黎明期において洋画法を用いていることは、美術史上の価値が高く、また女流画家のやわらかい感情のこもった表現は、ルネッサンス初期のイタリア画家の手法も感じられ、親しみやすい優しさ、そして美しさをもつことも高く評価されています。

山下りんの生涯作品数は、約三十五種類、百五十点といわれています。

